

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 2 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除の推進について

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示(平成23年国土交通省告示第263号)及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示(平成23年国土交通省告示第264号)による暴力団排除に関する規定が平成23年7月1日から施行されることに伴い、警察庁と国土交通省においては、下記のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達に併行して、国土交通省総合政策局建設市場整備課長から、「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除について」(平成23年6月29日付け国総建整第89号)が発出されているので、参考とされたい。

記

1 建設コンサルタント及び地質調査業者登録の概要と暴力団排除条項の整備

建設コンサルタント及び地質調査業者は、上記各規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けることができる。登録は、業者が任意に申請するものであるが、公共事業の発注行政機関によっては、入札参加資格に登録を必須としたり、入札時の技術力評価の際、登録を加点事由としたりしており、国土交通省においては、当該登録制度の活用を推奨している。

この度、上記各規程が一部改正され、登録要件欠格事由として、別紙のとおり、暴力団排除に関する規定が整備された。

2 国土交通省との合意事項

別添「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)のとおり。

3 都道府県警察における意見聴取・意見陳述の対応

(1) 意見聴取

国土交通省北海道開発局又は地方整備局(以下「地方整備局等」という。)から、建設コンサルタント及び地質調査業者について、

- 登録申請時
- 更新申請時(登録業者につき5年ごとに行われるもの)
- 役員等の変更届出時
- 登録業者について登録要件の適合状況に疑いが生じたとき

に意見聴取が行われる。

当該意見聴取は、当該事業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局等の建設産業担当課長（以下「建設産業担当課長」という。）から、当該事業者の主たる営業所の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対して行われる（合意書2(1)、様式1参照）。

(2) 意見陳述

意見聴取を受けた暴力団対策主管課長は、建設産業担当課長に対し、特別な事情がある場合を除き、意見聴取を受けた日から30日以内に、登録要件欠格事由の該当性有無について回答するものとする（合意書2(2)②ア、様式2参照）。

なお、意見聴取の対象事業者が複数ある場合において、そのうち一部の事業者につき登録要件欠格事由に該当するおそれがあり、意見聴取を受けた日から30日以内に回答できないときは、回答可能な事業者についてのみ回答し（前同様式3参照）、該当するおそれがある事業者については、更なる調査の後、回答すること（前同様式2参照）。

上記意見聴取を受けた場合のほか、暴力団対策主管課長は、既に登録を受けた事業者について、登録要件欠格に該当する事由が判明した場合は、建設産業担当課長に対し、通知することができる（合意書2(2)②イ、様式4参照）。

3 留意事項

(1) 建設産業担当課長との連携

暴力団対策主管課長は、登録業者から暴力団員等を排除するため、建設産業担当課長と相互の連携を図ること。

(2) 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長は、合意書に基づく意見聴取及び意見陳述その他建設産業担当課長との間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めること。

(3) 登録要件欠格業者排除の推進

建設産業担当課長からの意見聴取に的確に対応することはもとより、実態把握活動や事件捜査により不適格業者の把握に努め、その排除の推進を図ること。

(4) その他

合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び国土交通省において、その都度協議の上、決定することとしているので、暴力団対策主管課長にあっては、かかる事項が存する場合は、警察庁宛て報告すること。

本件担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

暴排担当 多田警視 800-4552 野中警部 800-4557

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年6月29日

（有効期間：平成31年3月31日）

別紙

【登録要件欠格事由】

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【根拠規程等】

※ 上記登録の欠格事由は、次の規程及びその解釈及び運用方針に基づく。

- 建設コンサルタント登録規程（抄）（地質調査業登録規程も同様）

（登録をしない場合）

第6条 国土交通大臣は、第4条の規程による登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第3号から第10号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四 （略）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

七～九 （略）

十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（平成15年4月28日国総振第18号）（抄）（地質調査業登録も同様）

1～4 （略）

5 登録をしない場合関係（規程第6条関係）

(1) 規程第6条第1項第6号の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいい、具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

① 過去において、繰り返し登録の消除を受けている者

② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者

- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (2) 規程第6条第1項第10号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

(3)～(4) (略)

6～12 (略)

建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第139号
国総建整第89号
平成23年6月29日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
貴志浩平

国土交通省総合政策局建設市場整備課長
松本大樹

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第263号）及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第264号）による暴力団排除に関する規定が本年7月1日より施行されることを踏まえ、登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条の規定に基づく登録を受けた者及び地質調査業者登録規程第2条の規定に基づく登録を受けた者をいう。以下同じ。）から暴力団員等の排除を徹底するため、警察庁と国土交通省は、下記のとおり合意する。

記

1 登録業者からの暴力団員等の排除のための意見聴取

(1) 意見聴取の対象となる登録

北海道開発局又は地方整備局（以下「地方整備局等」という。）は、下記の登録に係る申請、更新申請又は役員等の変更における登録要件の適合状況について、警視庁又は道府県警察本部（以下「警察本部等」という。）に意見聴取を行うものとする。

また、登録業者について、登録要件の適合状況に疑いが生じたときも同様とする。

① 建設コンサルタントの登録

登録要件（建設コンサルタント登録規程第6条第1項第5号、第6号及び第10号）

② 地質調査業者の登録

登録要件（地質調査業者登録規程第6条第1項第5号、第6号及び第10号）

(2) 意見聴取を行う事項

意見聴取を行う事項は、下記に該当する事由の有無とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 意見聴取及び意見陳述の具体的方法

(1) 窓口等

意見聴取及び意見陳述は、登録申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局等と当該申請者の主たる営業所の所在地を管轄する警察本部等との間で行うこととし、具体的な窓口は、下記のとおりとする。

① 意見聴取窓口（地方整備局等の窓口となる担当部門）

地方整備局等の建設コンサルタント及び地質調査業者の登録を担当する課（以下「建設産業担当課」という。）

② 意見陳述窓口（警察の窓口となる担当部門）

警察本部等の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）

(2) 意見聴取・意見陳述（排除要請）の手續

① 意見聴取の方法

建設産業担当課の長（以下「建設産業担当課長」という。）から暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への意見聴取は、様式1により行うものとする。

② 意見陳述（排除要請）

暴力団対策主管課長から建設産業担当課長への意見陳述（排除要請）は下記のとおり行うものとする。

ア 意見聴取に対して意見陳述をする場合

建設産業担当課長から意見聴取を受けた暴力団対策主管課長は、当該建設産業担当課長に対し、特別な事情がある場合を除き、意見聴取を受けた日から30日以内に、様式2により意見陳述を行うものとする。

なお、意見聴取の対象である申請者が複数ある場合において、そのうち一部の登録申請者に上記1(2)に該当するおそれがあり、期日までに回答できないときは、様式3により回答し、該当するおそれがある登録申請者については、後日、様式2により回答するものとする。

イ 警察が自ら意見陳述（排除要請）を行う場合

暴力団対策主管課長は、上記②アによる意見陳述のほか、登録業者のうち上記1(2)に該当する事由があることが判明した場合には、様式4により建設産業担

当課長に対し、通知することができるものとする。

③ 登録申請者（登録業者）への通知

暴力団対策主管課長から上記1(2)に該当する事由があるとの意見陳述（排除要請）が行われた場合には、建設産業担当課長は、登録申請者（登録業者）に対し、その理由を付した登録をしない旨の通知（登録を削除した旨の通知）を行うものとする。

3 連携の強化

暴力団対策主管課長と建設産業担当課長は、登録業者から暴力団員等を排除するため、意見聴取及び意見陳述（排除要請）に関して必要な相談等を行うなど相互の連携を図るものとする。

4 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長及び建設産業担当課長は、本合意書に基づく意見聴取及び意見陳述（排除要請）その他両者間で行われる情報交換に係る情報について、合意書に定める目的以外に利用しないものとし、外部への漏洩の防止その他の情報管理の徹底に努めるものとする。

5 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

〇〇県警察本部
刑事部 暴力団対策主管課長 あて

国土交通省〇〇地方整備局
建政部 建設産業担当課長

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除
に関する合意書」に基づく意見聴取について

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下
「合意書」という。）に基づき、下記のとおり意見を聴取します。

記

1. 意見聴取の対象とする登録申請者の名称及び事由

- (1) 株式会社〇〇〇（登録申請・更新申請・役員等の変更届出・その他）
- (2) △△△株式会社（登録申請・更新申請・役員等の変更届出・その他）
- (3) 株式会社□□□（登録申請・更新申請・役員等の変更届出・その他）

（注）当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別紙のとおり。

2. 意見を聴取する事項

合意書1(2)に該当する事由の有無

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以
下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える
目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極
的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省〇〇地方整備局
建政部 建設産業担当課長 あて

〇〇県警察本部
刑事部 暴力団対策主管課長

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除
に関する合意書」に基づく意見について

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1. 意見の対象とする登録申請者の名称

- (1) 株式会社〇〇〇
（該当する事由）合意書1(2) に該当
- (2) △△△株式会社
（該当する事由）合意書1(2) に該当
- (3) 株式会社□□□
該当なし

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省〇〇地方整備局
建政部 建設産業担当課長 あて

〇〇県警察本部
刑事部 暴力団対策主管課長

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除
に関する合意書」に基づく意見について

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、平成 年 月 日付け 第 号により意見を求められた件について、下記のとおり回答します。

なお、登録申請者（株式会社□□□）については調査の上、後日、回答します。

記

1. 意見の対象とする登録申請者の名称

(1) 株式会社〇〇〇
(該当する事由) 合意書1(2) に該当

(2) △△△株式会社
該当なし

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省〇〇地方整備局
建政部 建設産業担当課長 あて

〇〇県警察本部
刑事部 暴力団対策主管課長

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除
に関する合意書」に基づく意見について

「建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、下記の登録業者について、合意書1(2)に該当する事由が判明したので通知する。

記

1. 意見の対象とする登録業者
名称 株式会社〇〇〇
住所 △△△
2. 合意書1(2)に該当する事由の有無に係る意見
(該当する事由) 合意書1(2) に該当

国総建整第89号

平成23年6月29日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長

総合政策局建設市場整備課長

建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除について

建設コンサルタント及び地質調査業者登録から暴力団を排除するため、本年3月14日、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の一部を改正し、暴力団排除条項を追加したところである。

については、暴力団排除を警察本部等と地方整備局等が連携して取り組む必要があることから、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と別添1のとおり合意書を締結したので、建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除に当たっては、合意書のとおり取り扱われたい。

なお、建設コンサルタント及び地質調査業者登録からの暴力団排除の推進について、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長より各都道府県警察本部長等に別添2のとおり通知されているので、念のため申し添える。